

令和 6年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
担当名：国保企画担当
内線：3357 (単位：千円)

番号	事業名				会計	款	項	目	説明事業	
S43	高額医療費負担金繰出金				一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法 第72条の2第2項				針路分野施策	03 介護・医療体制の充実 0303 地域医療体制の充実	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-8	
1 事業の概要 市町村保険者の運営基盤の安定化を図るため高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を国民健康保険特別会計に繰出し、市町村に対して助成する。 高額医療費負担金繰出金 30,357千円					5 事業説明 (1) 事業内容 高額医療費の発生による市町村国保財政への影響を緩和するため、県は各市町村のレセプト1件あたり80万円超部分の医療費の59/100相当額の1/4相当額を特別会計へ繰入れる。 (2) 事業計画 事業金額：令和6年度の高額医療費負担対象額の1/4相当額(当初 5,880,656千円) (補正後 5,911,013千円) (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 令和2年度決算額 4,994,751千円 令和3年度決算額 5,237,067千円 令和4年度決算額 5,481,568千円 令和5年度決算額 5,620,482千円 (4) その他 平成14年から暫定措置として継続されてきたが、平成24年4月の国民健康保険法改正により、平成27年度から当該制度が恒久化された。 また、平成30年4月の国保法改正により、平成30年度からは特別会計へ繰り入れることとなった。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の2第2項において、一般会計から高額医療費負担対象額の4分の1を国民健康保険の特別会計に繰り入れることが定められているため。 (6) 補正予算の概要 高額医療費が当初見込みを上回ったことによる増					
2 事業主体及び負担区分 国1/4(県1/4), 市町村1/2										
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用・密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費(細節)国民健康保険医療助成費(積算内容)高額医療費共同事業負担金										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人＝4,750千円										
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額	
決定額	30,357							30,357	5,911,013	
現計額	5,880,656							5,880,656		

事業内訳書

事業名	高額医療費負担金繰出金		
単位事業名	高額医療費負担金繰出金	予算額	30,357千円

○歳入 (単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	30,357	—	
合計	30,357	—	

○歳出 (単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
繰出金	30,357	—	高額医療費負担金繰出金 30,357千円
合計	30,357	—	